明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（三〇八）　二

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**四一六）　二

○保安林の指定をする件（**農林水産**二七三～二七四〇）

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十四条の規定に基づき、平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害に関し定めた件（**経済産業**二三七）　三

○特定特殊自動車の型式の届出があった件（**経済産業・国土交通・環境**一五〇～一六二）　三

○少数生産車の型式を承認した件（**同**一六三～一六八）　五

○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（**国土交通**一〇九三、一〇九四）　六

○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（**同**一〇九五、一〇九六）　六

○道路に関する件（**東北地方整備局**一九八～二〇三）　七

○道路に関する件（**関東地方整備局**四四六）　八

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**二三五）　八

○道路に関する件（**中国地方整備局**一五一）　九

○都市計画に関する件（**北海道開発局**一二五）　九

〔国会事項〕

国家試験
平成二十六年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　一〇

公聴会
電気供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（経済産業省）　一〇
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（近畿経済産業局）　一〇

〔公　告〕

諸事項
官庁
財団、公証人法第十三条ノ二に規定する公証人の選考、行政手続法第十五条第三項の規定関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第三〇八号）（内閣府本府）

1　平成二五年一〇月一五日及び同月一六日までの間の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈡　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

㈢　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

㈣　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。